

令和6年度イノベーション創出プラットフォーム事業

「Fukushima Tech Create (FTC)」

アクセラレーションプログラム継続申請要領

1 趣旨

福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」という。）を推進する福島県浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村。以下「イノベ地域」という。）において起業・創業にチャレンジした令和5年度「アクセラレーションプログラム」での取組みを更に強化するため、令和6年度においても参加継続を希望するプログラム参加者（以下「参加者」という。）を募集します。

なお、本事業は、福島県から（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構への委託業務として実施するものであり、令和6年度福島県予算成立が前提のため、予算の審議状況によっては事業内容を変更あるいは中止する可能性があります。

2 プログラムの概要

プログラム名	内容
アクセラレーションプログラム	福島イノベ構想の重点6分野での事業化を志向するアリーステージ等にある方むけの支援プログラム

※福島イノベ構想の重点6分野：廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

3 支援概要

(1) アクセラレーションプログラム（2年目継続）に採択された参加者は、以下の支援を受けることができます。

- (ア) **豊富な支援実績を有する専門家による**起業・創業ステージに応じたアイデアの具現化や事業計画のブラッシュアップなどの**伴走支援**。
- (イ) **「イノベーション創出支援補助金」**による試作品開発や市場調査、実証などへの**資金支援**（補助金利用については、別途審査がございます）。
- (ウ) ビジネス化をより現実的かつ早期に達成するための**FTCサポーター(7ページ参考:FTCサポーター一覧)**による**支援**。

この他、イノベーション創出イベントとして、各種交流会や資金調達方法などの各種勉強会や、資金調達や事業パートナーの確保などをベンチャーキャピタルや事業会社等多方面に呼び掛けるピッチイベント（事業化に向けた取り組み成果の発表会）に参加することができます。

① 「アクセラレーションプログラム」(継続)

採 択 予 定 数	2社程度	
伴 走 支 援 事 業 者	未定	
支 援 対 象	イノベ地域で、福島イノベ構想の重点6分野での事業化を志向するアーリーステージ等にある企業（大企業は除く）で、令和5年度採択されたもの	
支 援 年 数	1年	
支 援 内 容 (予 定)	イノベーション創出支援補助金による支援、イノベーション創出イベント（イノベ地域で2回、オンラインで2回程度のワークショップ等を開催）への参加、専任の担当者による事業計画のブラッシュアップ、成果発表会での登壇機会の提供、実証協力者の紹介 等	
イ ノ ベ ー シ ョ ン 創 出 支 援 補 助 金	補助上限額	補助上限額 1,000 万円
	補 助 率	3 / 4（ただし特定要件※を満たす場合は4 / 5）
	補助要件	採択決定後、募集を行う「イノベーション創出支援補助金」については、 <u>補助金の交付申請時点で「イノベ地域」に事業拠点の設置していることが確認できる登記簿、賃貸借契約、賃料の納付実態を証するもの等の写しの提出を補助金の支払い要件とする。</u> ただし、単なる代表者等の生活のための拠点設置は対象外とする。

※特定要件（次のいずれかに該当する場合）

- A. ビジネスコンテスト（国・県等が実施・後援するもの）で優秀な成績を収めたことがあること
- B. J-STARTUP（地域版を含む）に選定されていること
- C. 大学等発ベンチャーとして認定されており、補助金の交付申請時点において大学の施設・設備を使用できるなどの具体的な支援を受けていること
- D. 事業を推進するうえで連携協定書等により福島県浜通り地域等の自治体との合意がなされていること
- E. VC（ベンチャーキャピタル）等からのエクイティ出資等の資金調達を行っていること
- F. 大学等と共同研究をしていること

4 募集要件

以下の全ての要件を満たすものとします。

[要件]

- (1) 令和5年度FTCアクセラレーションプログラムに参加し、令和6年度FTCアクセラレーションプログラムにおいて同事業テーマでの継続参加を希望するもの。
- (2) 「福島県地域復興実用化開発等促進事業費補助金（以下「実用化補助金」という。）」に同一事業内容で採択されていないこと、あるいは当補助金の継続採択決定後に、同一事業内容で実用化補助金にも採択された場合は、いずれかの補助金を選択する

- こと。
- (3) 原則、期間中の全てのワークショップ・現地視察等への参加が可能であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（応募者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、応募者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

5 募集期間

令和6年3月6日（水）から令和6年3月13日（水）17:00まで

6 応募方法および提出書類

以下の書類等を電子メールアドレス※にデータで送付してください。

※電子メールアドレス: ftc2023support@fipo.or.jp

なお、メール表題には、「応募者名・アクセラレーションプログラム(継続申請):例【(株)ABC:アクセラレーションプログラム(継続申請)】」と表記してください。

(1) 「令和6年度アクセラレーションプログラム」参加継続申請書

(2) 申請内容に関する補足説明資料

1年目の事業進捗および成果と2年目の事業計画（**当プログラムで申請予定である補助金額を含めた資金計画も含む**）を「PowerPoint」等プレゼンテーションソフトでPDF化した資料（A4横 表紙含む15枚以内でまとめたもの）。

なお、図1のとおり、特定要件において、令和5年度申請時以降に変更がある場合には、関係書類等（新たな取得や、連携協定や大学等との共同研究等における条件変更等の経緯書を含む）をご提出ください（不変の場合は提出不要）。

(図1)

特定要件	提出関係書類等
①ビジネスコンテスト（国・県等が実施・後援するもの）で優秀な成績を収めたことがあること	成績を証明する書類および関係資料の写し等
②J-STARTUP（地域版を含む）に選定されていること	認定書の写し等
③大学等発ベンチャーとして認定されており、補助金の交付申請時点において大学の施設・設備を使用できるなどの具体的な支援を受けていること	認定書の写しおよび関係資料の写し等
④事業を推進するうえで連携協定書等により福島県浜通り地域等の自治体との合意がなされていること	連携協定書の写し等
⑤VC（ベンチャーキャピタル）等からのエクイティ出資等の資金調達を行っていること	出資や融資等にかかる契約を証明する書類の写し等
⑥大学等と共同研究をしていること	共同研究に関する契約書等の写し（単に研究を大学へ発注しているものは対象外）

なお、**郵送による申請は受け付けません。**

7 審査方法

採択については、外部有識者を含む採択委員会にて書類審査を行います。なお、審査の結果については、令和6年4月上旬までに当機構より個別に書面にて通知予定です（審査の状況や内容については公表いたしません）。

8 支援期間

支援期間：別に指示する日から令和7年2月14日（金）まで

※補助金活用可能期間：令和6年6月上旬～令和7年1月下旬を予定。

9 補助金に関する注意点等

(1) 試作品の研究開発、事業展開を加速させる概念実証、新ビジネスの創出にかかる市場調査等に係る以下の経費を補助します。

	ビジネス アイデア事業化 プログラム	アクセラレーション プログラム	先導技術事業化アクセラレーションプログラム		
			起業フェーズ	事業化フェーズ	量産化フェーズ
イノベ地域内事業用施設・機器等の賃借料、利用料	○	○	○	○	○
材料費等 (原材料、消耗品)	○	○	○	○	○
物品費(耐用年数が1年未満、若しくは、取得価格が10万円未満)	○	○	○	○	○
調査費(自社が行うテストマーケティングに要する費用等)	○	○	○	○	○
旅費	○	○	○	○	○
通信運搬費	○	○	○	○	○
クラウド費	○	○	○	○	○
外注費	○	○	○	○	○
人件費 (代表者分を除く)				○	○
調査費(量産化実証に向けた生産設備・検査設備等の設計費用やこれらの設備等を設置する建屋の設計費用)					○

<補助金活用の例>

- 試作品を製作するための機器をレンタル・利用する費用。
- 試作品の製作に関するイノベ地域内のインキュベーション施設の賃借料。
- 試作品の性能検証に関する福島ロボットテストフィールドの利用料。
- 試作品を製作するための物品、原材料・消耗品の購入。
- イノベ地域で試作品の性能検証を行うための機材の運搬費や旅費。
- 試作実証試験により市場ニーズを調査する委託調査費。
- 試作品を製作するための、システム上の要件定義や設計図作成に関する委託設計費。
- 試作品を製作するための外注加工費。
- 登録や登記にかかる専門家等の費用(特許料や、会社設立や拠点にかかる登録免許税は除く)

(2) 補助金に関する詳細は採択された参加者に別途ご案内しますが、以下の点にご留意ください。

- 「アクセラレーションプログラム」については、**引き続きイノベ地域における事業拠点の設置が確認できる登記簿、賃貸借契約、賃料の納付実態を証するもの等の写しの提出を補助金の支払い要件**とします。ただし、単なる代表者等の生活のための拠点設置は支払いの対象外となります。また、要件を欠くことが判明した場合や申請内容に虚偽等があった場合には、補助金の支払いを行わない場合があります。
- プログラムについて、令和6年度の補助金交付決定前に発注・契約したものは、補助対象となりません。
- 汎用性が著しく高く、目的外使用が可能なものは補助対象となりません。
- 補助金活用期間内に納品・支払いが完了しない経費、補助対象事業者に権利が帰属しないものは、補助対象となりません。
- 人件費※、サーバーの購入・レンタル費、光熱水料、資産・設備等の改修費は、**補助対象となりません。**
- いずれの経費も資産性のないものが補助対象となります。
- 事務所賃借料は、イノベ地域内での補助対象事業専用事務所のみが補助対象**(拠点設立に係る費用(敷金や礼金)は補助対象外)となります。
- 補助金は、補助対象事業者の支払を証する証憑類を確認した上での精算払となります。
- 補助事業終了後に実施する確定検査において、補助金が減額される場合があります。

10 その他

- (1) 継続提案での採択を受けた参加者は、新規提案での採択は出来ませんので、ご注意ください。
- (2) 要件を欠くことが判明した場合や申請内容に虚偽等があった場合には、採択を取り消す場合があります。
- (3) 不採択理由等の審査結果については、お答えいたしません。

11 お問い合わせ先

(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構

産業集積部 事業創出支援課

電話 024-581-7045 [Eメール: ftc2023support@fipo.or.jp](mailto:ftc2023support@fipo.or.jp)

以上

【行政機関】

復興庁、経済産業省

福島県、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村
大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

【金融機関・VC】

日本政策投資銀行東北支店、日本政策金融公庫（福島支店・いわき支店）、東邦銀行、あぶくま信用金庫、アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社 FUNDINNO、スパークル株式会社、株式会社ユニコーン、株式会社ファンドクリエーション、ニッセイ・キャピタル株式会社、イークラウド株式会社、アーキタイプベンチャーズ株式会社、
合同会社 iUZ investment、東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社

【学術機関】

東北大学（未来科学技術共同研究センター(NICHe)）、福島大学、会津大学、日本大学工学部、福島県立医科大学、福島工業高等専門学校、情報経営イノベーション専門職大学

【その他支援機関等】

公益社団法人福島相双復興推進機構、産業技術総合研究所、福島再生可能エネルギー研究所、日本原子力研究開発機構、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業基盤整備機構東北本部、日本貿易振興機構（ジェトロ）福島貿易情報センター、福島県信用保証協会、福島県産業振興センター、福島県ハイテクプラザ、ふくしま医療機器開発支援センター、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、いわき商工会議所、相馬商工会議所、原町商工会議所、公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会、株式会社ゆめサポート南相馬 など

（令和6年1月時点）